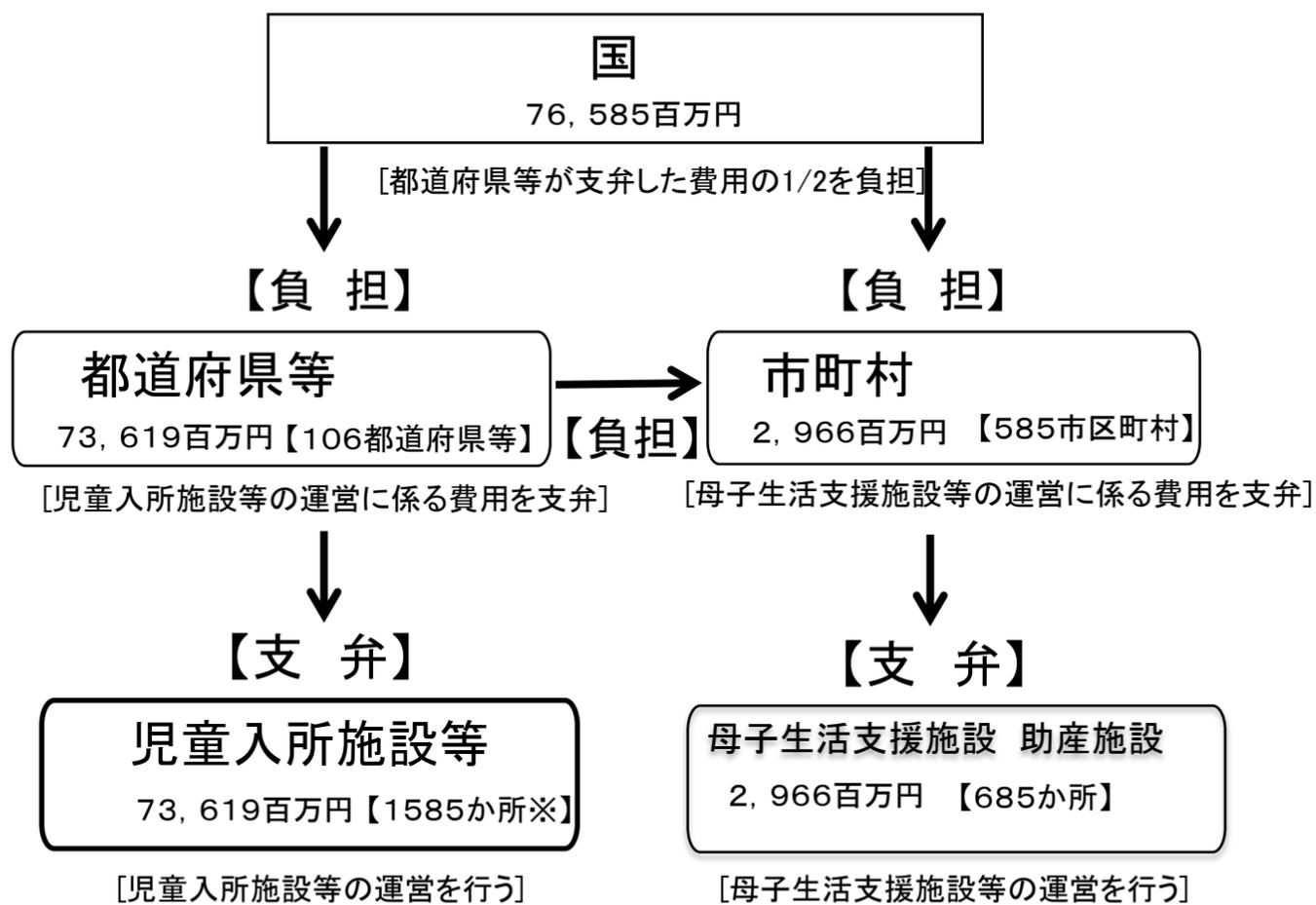


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	児童保護費等負担金	事業開始年度	昭和23年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用・児童家庭局	担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条	関係する計画、通知等	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	身体的虐待や養育放棄等虐待を受けた社会的養護を必要とする児童等を、児童福祉法の規定に基づき、児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、専門的知識を有する職員等により、個々の児童等の状態等を勘案しつつ、家庭的な環境の中できめ細かなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその1/2を負担する。 ○実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ○補助率: 1/2(ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設については、市町村1/4、都道府県1/4、国1/2の補助率となる。)					
実施状況	平成21年度実施状況 ○事業対象施設: 児童養護施設(515か所)、児童自立支援施設(45か所)、里親(4,585人)、母子生活支援施設(269か所)、乳児院(107か所)、情緒障害児短期治療施設(28か所)、ファミリーホーム(49か所)、自立援助ホーム(80か所)、一時保護所(822人)、助産施設(716人) ※()内は予算か所(人)数 ○対象児童数等: 56,455人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		75,255	77,538	78,780	81,272	81,986
	執行額	74,475	76,585	78,640		
	執行率	99.0	98.8	99.8		
	総事業費(執行ベース)	148,950	153,170	157,280		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	都道府県、市町村(都道府県取りまとめ)は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続について(平成11年4月30日厚生省発児第86号の2)」の規定に基づき、事業実績報告書に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出先等について確認を行っている。				
	見直しの余地	身体的虐待や養育放棄など要保護児童の増加や社会経済情勢の変化などから子どもたちは大きな困難に突き当たることが多い。これらの子ども達の最後の受け皿として社会的養護施設の果たすべき役割は今後さらに大きくなるとともに、その量的・質的向上が必要である。さらに、平成19年11月の社会保障審議会の社会的養護専門委員会報告書において、子どもの状態に応じたケアを実施するための施設機能の見直しを進めること、そのための詳細な調査・分析が必要であることが指摘されている。これを踏まえ、施設の概況、入所児童の状態等を把握することを目的とした調査を実施し、現在、集計・分析を行っているところである。				
予算・監視の効率化	本事業は、児童福祉法に基づき必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策 2(8)に「児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。」 (別添1)施策の具体的内容において、「家庭的養護の推進」、「年長児の自立支援策の拡充」、「社会的養護に関する施設機能の充実」及び「施設内虐待の防止」が盛り込まれ、社会的養護に関する数値目標も設定。					

フロー図



※社会福祉施設等調査報告(平成20年)及び社会福祉行政業務報告(平成20年度)より

都道府県等: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

市町村: 市(指定都市除く)及び福祉事務所を管理する町村

措置: 児童福祉法第27条第1項第3項の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、

同法第22条の助産の実施、同法第23条の母子保護の実施及び同法33条の6の児童自立生活援助事業

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	5,652			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	1,205			
医療費	児童の医療費	279			
被虐待児受入加算	虐待を受けた児童をケアするための心理療法担当職員の人件費等	75			
教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	60			
学校給食費	学校給食に係る費用	49			
見学旅行費	学校の教育課程において実施される修学旅行等	18			
その他	児童用採暖費、就職支度費等	56			
計		7,394	計		0
B.世田谷区			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	100			
一般生活費	児童等の一般生活費(食費、被服費等)	4			
医療費	児童等の医療費	3			
被虐待児受入加算	虐待を受けた児童をケアするための心理療法担当職員の人件費等	1			
入院時食事療養費	入院時の食事療養費	0.1			
児童用採暖費	施設の採暖の為の費用	0.05			
計		108	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

(別紙)

平成20年度 児童保護費等負担金
(児童入所施設措置費等負担金交付先上位10自治体(実績))

	都道府県名	金額(百万円)
1	東京都	7,394
2	大阪府	3,401
3	大阪市	2,744
4	埼玉県	2,699
5	愛知県	2,273
6	北海道	2,173
7	兵庫県	2,145
8	横浜市	1,789
9	福岡県	1,727
10	名古屋市	1,703

(別紙)

平成20年度 児童保護費等負担金(東京都)
(児童入所施設措置費等負担金交付先上位10自治体(実績))

	都道府県名	金額(百万円)
1	世田谷区	108
2	墨田区	81
3	板橋区	61
4	大田区	56
5	目黒区	55
6	杉並区	46
7	葛飾区	45
8	荒川区	34
9	練馬区	33
10	江戸川区	32